|   | 主な記載事項 |  |   |
|---|--------|--|---|
|   | 前文     | 手話は独自の言語体系を有する言語であること(障害者権利条約、障害<br>者基本法)                            | 手話の <u>言語としての意義</u> を明文化<br>手話、その他の形態の非音声言語も言語であり、 <u>ピクトグラムなど確立してい</u><br>ない非音声言語もあること |
|   |        | 手話はろう者が受け継いできた(文化的所産である)こと   |   |
|   |        | 手話の使用に対する制約、歴史的背景  | 知的障害児の就学免除など教育を受ける権利を奪われてきた歴史的背景  |
| 1 |        | 手話が言語であることの普及  |   |
|   |        | 障害者差別解消条例や共生社会づくり条例  |   |
|   |        | 障害の特性に応じた意思疎通手段の選択、利用  |   |
|   |        | 災害時の安全確保   |   |
|   |        |  | どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり <u>自ら意思決定できること</u> が重要  |
|   |        | 全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現   |   |
|   |        | 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進  |   |
| 2 | 目的     | 手話が言語であることの普及、手話の普及施策の総合的な推進   | <u>その他の非音声言語も言語</u> であることの普及・総合的施策の推進   |
|   |        |  | <u>意思決定支援</u> の3原則の普及   |
|   |        |  | <u>情報アクセシビリティ</u> 及びコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を<br>定める                                     |
|   | 定義     | 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易   な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他 | 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を細かく明文化   |
| 3 |        | の障害者が他人との意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を<br>補助するための手段を含む。)                    | 重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ(スマートフォン、タブレット等を含む)等の <u>情報機器</u>                               |
|   |        |  | 「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」ではなく、「身体障害、知<br>的障害、精神障害 <u>、発達障害</u> 」と標記して欲しい               |
|   |        |  | 手話をろう者だけでなく、県民全体のためのものであると広く定義したい   |
|   | . 基本理念 |  | <u>盲ろう者の中でもコミュニケーション方法が異なり</u> 、それぞれに合わせて考えて<br>ほしい                                     |
|   |        | 障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保、利用の機会の<br>拡大等                               | <u>言語をもたない重い障害のある方</u> もおられ、言葉のない人には、マカトンなど<br>いろいろなコミュニケーションがある                        |
|   |        |  | <u>いつでもどこでもだれでも</u> 手話が使える環境を整備する<br>いつでもどこでも誰とでも <u>自由にコミュニケーションができる環境</u> づくり         |
| 4 |        | 手話は独自の言語体系を有する言語であること  |   |
| 4 |        | 手話はろう者が受け継いできた文化的所産であること   |   |
|   |        |  | <u>情報アクセシビリティ</u> およびコミュニケーションの保障   |
|   |        |  | どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり、自ら意思決定できること   |
|   |        |  | <u>障害者の人権を尊重</u> し、個人としてその尊厳を重んじること   |
|   |        |  | 書籍や印刷物に対する障害者の読書権、インターネット上のコンテンツやアプリ<br>に対するアクセス権、放送メディアに対する <u>アクセス権の確保</u>            |

|    | 主な記載事項            |  | 追加意見  |
|----|-------------------|--|---|
| 5  | 県の責務              | 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する総合的な施策<br>の実施                             |   |
|    |                   | 言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施   | 言語としての <u>その他の形態の非音声言語</u> の普及等に係る施策の実施                         |
|    |                   |  | 意思決定支援の促進に関する総合的な施策の推進  |
|    |                   |  | 情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障に係る実態把握と公表                             |
|    |                   |  | 公共調達は、ハードウェアおよびソフトウェア、コンテンツに至るまで、 <u>アクセシ</u><br>ビリティの高いものに限定する |
| 6  | 計画等の策定・推進         | 施策の総合的かつ計画的な推進   | 実効性のあるものにするため、 <u>進捗を確認する協議会を設置</u> する                          |
| 0  | 等                 |  | <u>具体的な施策の意見は別に計画</u> で上げていただくようにしていただきたい                       |
|    |                   | 障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発等                                    | 障害当事者や支援者・関係者、市町村等との積極的な連携                                      |
| 7  | 普及·啓発             | 言語としての手話の普及に対する理解を図るための啓発等   | <u>その他の非音声言語</u> も言語であることの普及·啓発等                                |
|    |                   |  | 意思決定支援の3原則に対する理解のための啓発等   |
|    |                   | 県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保   | 学校だけではなく、家庭の中、家族間でも手話を用いてコミュニケーションがで                            |
| 8  | 手話等を学ぶ機会<br>の確保   |  | きるように学べる環境の整備   |
|    |                   |  | <u>成人聴覚障害者</u> が、手話を獲得する場を保障する                                  |
|    | 学校における県の          | 職員が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習する取組等   |   |
| 9  |                   | 基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進(学校設置者への支援)<br>聴覚障害者が手話を習得し、手話で学習することができる教育環境の | <br>  <u>児童が自ら意思決定</u> できる機会の確保・環境の整備                           |
|    |                   | 応見停告省が予論を自行び、予論で予首することができる教育環境の<br>整備                              | <u>元皇か日う思心法と</u> できる機会の確保・環境の差偏<br> その他の非音声言語を必要とする児童への学習機会の確保  |
|    | 学校設置者等の役<br>割     | 児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備  | 聴覚障害のある子どもへの情報保障を初めから手話ではなく、 <u>保有聴力を生かしたシステムなどの情報提供</u> が必要    |
|    |                   |  | <u>アイデンティティ確立</u> のために手話言語を獲得する支援                               |
|    |                   |  | <u>視覚障害児童</u> の点字を学習する機会の提供                                     |
|    |                   |  | <u>知的障害児</u> への学校での意思疎通手段に係る教育の保障                               |
| 10 |                   | 手話を必要とする児童への手話言語の普及のための学習機会の提供                                     |   |
|    |                   | 児童の保護者からの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する                                    | 幼児および保護者が手話を獲得できるように <u>専門機関等と連携</u>                            |
|    |                   | 相談   | 必要な配慮を自ら説明できるような支援や <u>保護者へのサポートと情報提供</u>                       |
|    |                   | 教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識・技術向上に<br>必要な措置                           | <u>教職員の点字に関する知識・技術向上</u> に必要な措置                                 |
|    |                   |  | <u>手話で指導できる教員</u> の養成、確保  |
|    | 意思疎通支援者の<br>養成・確保 | 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の養成、確保                                       | 盲ろう者通訳・介助者の養成・確保  |
| 11 |                   |  | 支援者の養成や確保について、 <u>事業所や学校の取組を支援</u> する                           |
|    |                   |  | 高齢化の進んでいる意思疎通支援者の <u>計画的な養成・確保</u>                              |

|     |                   | 主な記載事項                                    | 追加意見  |
|-----|-------------------|---|---|
| 12  | 意思疎通支援者の<br>派遣・相談 | 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣や相談支援体制<br>の整備   | 病院や公的機関等への手話通訳者の設置  |
|     |                   | 障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信                  | <u>情報アクセシビリティー</u> の保障  |
| 14  | 災害時等の対応           | 災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による支援              | 災害時の市町との連携  |
| 1 = | 事業者人(/) 支援        | 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮                |   |
| 15  |                   | 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する活動                |   |
|     | 調査研究              | 施策の策定・実施に必要な情報の収集                         |   |
| 16  |                   | 手話言語の普及や障害の特性に応じた意思疎通手段の発展に資する調<br>査研究の推進 | 意思決定支援の調査研究の推進や <u>ピクトグラムなど確立していない非音声言</u><br>語の普及・調査研究の推進  |
| 17  |                   | 条例の目的・基本理念に対する理解の促進                       | <u>意思決定支援</u> の視点、どんなに障害が重くても取り残さないという理念  |
|     |                   | 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力             | 多様なコミュニケーションがあることを周知  |
|     |                   | 言語としての手話の普及の施策への協力                        | 言語としての <u>その他の形態の非音声言語</u> の普及等に係る施策への協力<br>手話だけでなく、その他の非音声言語も盛り込んで頂きたい   |
|     |                   |   | <u>障害者差別解消相談員や地域アドボケーターの活動</u> に協力すること  |
| 18  |                   | 施策への協力と理解の促進                              |   |
| 10  |                   | 障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発                    |   |
| 10  | 事業者の役割            | 施策への協力と理解の促進                              |   |
| 19  |                   | 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進           |   |
| 20  | 財政上の措置            | 施策を推進するため必要な財政上の措置                        | <u>合理的配慮の提供にかかる公的助成</u> について記載  |
| 20  |                   |   | 財政上の措置講ずるよう努めるではなく、講ずるという文言が必要  |
| 21  | 市町との連携            |   | 障害特性に応じた意思疎通手段の利用しやすい環境の整備の推進や基本理念に対する県民の理解促進にあたっては、 <u>市町その他関係機関と連携</u> する障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境整備の推進、県民の理解促進に当たって、 <u>市町その他の関係機関と連携</u> を図る「市町への支援」として、「 <u>市町の求めに応じ、助言や必要な支援を行う</u> 」という内容を盛り込んでほしい<br>(再掲)普及・啓発にかかる市町村等との積極的な連携<br>(再掲)災害時の市町との連携 |

## 条例全般についての意見

| 11 11 2 12 1   | 1403=1001=1000  |  |  |
|----------------|---|--|--|
|                | 知的障害のある人にもわかりやすい条例                                    |  |  |
|                | 「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切                         |  |  |
| 分かりやすい条例       | 小学校高学年や中学生が読んでも分かる、かたい文章ではなく、わかりやすい文章                 |  |  |
|                | 少しイラストなども入った概要版                                       |  |  |
|                | 条例はなるべくわかりやすい言葉で、難しければわかりやすい言葉を使ったバージョンを併せてつくる        |  |  |
|                | 条例は基本的に理念の条例、理念条例になると思う                               |  |  |
| <br> 条例に盛り込む内容 | この条例は目の粗いものにして、各市町がいろいろな施策やプランを条例に関連づけて実行できるようなものがいい  |  |  |
| 米別に盛り込む内合      | 要望は施策としてプランの中で実行し、プランの見直しのときに意見を述べるような形で、しっかりと進めていきたい |  |  |
|                | 条例には具体的なことを書かず、大きな枠で基本的なポイントを押さえて、それを各団体で広げるといいのではないか |  |  |

## 施策への意見

知的障害者が相談しやすいところを作ってほしい

コロナ禍で集まれない状況でも、盲ろう者がコミュニケーションをとれる方法を考えてほしい

アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実と利用支援の充実

視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援

PDFのファイルは読み上げ機能が使えないため、県のHPで発信されているPDFの情報は視覚障害者は得られていない

電子書籍等の利用に必要となる情報通信技術を習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進

選挙公報の点字・音声・拡大文字等の提供

障害受容をした上で、いろいろな知識、方法、情報を提供していくプログラムを市町との連携をしながら設けていくとよい